〔三重県土地家屋調査士会 災害対策マニュアル〕

令和７年１月３０日　作成

目　次

第１章　総論
目的（第１条）
対応方法（第２条）
支部の連携（第３条）

第２章　災害対策本部の設置と構成
災害対策本部の設置（第４条）
災害対策本部の構成（第５条）
災害対策室の設置（第６条）
災害対策室の構成（第７条）

第３章　平時の対応
本会が事前に行うべきこと（第８条）
各支部が事前に行うべきこと（第９条）
会員が事前に行うべきこと（第 10 条）
事務局職員が事前に行うべきこと（第 11 条）
地震注意情報発表時に行うべきこと（第 12 条）
警戒宣言発令時に行うべきこと（第 13 条）

第４章　災害発生から復旧・復興時期までの対応策
災害発生直後の安全行動原則（第 14 条）
緊急連絡方法（第 15 条）
災害対策本部がなすべきこと（第 16 条）
室長（支部長）がなすべきこと（第 17 条）
会員がなすべきこと（第 18 条）
事務局職員がなすべきこと（第 19 条）

第５章　災害発生時における会務運営の概要
基本方針（第 20 条）
業務の縮小・停止の方法（第 21 条）

第６章　官公署その他関係機関との連携
基本方針（第 22 条）
日調連との連携・支援要請（第 23 条）
近隣の土地家屋調査士会との連携・支援要請（第 24 条）
三重県災害支援活動士業連絡会との連携・協議（第 25 条）
国、地方自治体との連携・災害協定（第 26 条）

第７章　被災会員及び被災者に対する支援活動
被災会員に対する支援活動（第 27 条）
被災者に対する支援活動（第 28 条）

第８章　災害対策本部の解散
災害対策本部の解散（第 29 条）
通知及び公表（第 30 条）
災害対策室の解散（第 31 条）

第９章　その他
災害対策マニュアルの見直し（第 32 条）

災害発生時直後の安全行動知識【参考】

三重県土地家屋調査士会　災害対策マニュアル

第１章　総　論

（目　的）

第１条　本マニュアルは、三重県及びその周辺地域で大規模災害が発生すること（以下「災害時」という。）を想定し、三重県土地家屋調査士会（以下「本会」という。）の役員・支部長・会員・事務局職員の平時における活動及び災害時における規範となる活動方針を定めておくことにより、迅速で効果のある災害対策の実現を目指すことを目的とする。

（対応方法）

第２条　本マニュアルは、前条に規定する目的を達成するため、次に掲げる対応方法を定める。

⑴　平時における本会の会員及び事務局職員への災害対策に関する啓蒙活動と緊急連絡体制及び備蓄品等の整備

⑵　災害時における災害対策本部その他災害対策組織の整備方法

⑶　災害時における会員及び事務局職員の安否確認体制、復旧・復興までの対応策

⑷　災害時における会務を円滑に遂行するための計画の概要

⑸　災害時における三重県、県内の市町その他関係機関との連携及び各種要請方法の整備

（支部の連携）

第３条　本会管内の地理的条件に鑑み、災害時には北部（桑員支部、四日市支部、鈴鹿支部）、中部（津支部、伊賀支部、松阪支部）南部（伊勢支部、紀北支部、熊野支部）の３地域（以下「各ブロック」という。）に分かれ、各ブロック単位で連絡体制、支援活動を実施できるようにする。

２　各ブロック管内の支部長は、災害対策について常に連携・情報交換し、緊急時に協力して支援活動ができる体制を構築する。

第２章　災害対策本部の設置と構成

（災害対策本部の設置）

第４条　会長は、次に定める設置基準のいずれかに該当したとき又は必要であると判断したときは、直ちに本会事務所内に災害対策本部（以下「本部」という。）の設置を決定する。

⑴　警戒宣言が発令されたとき

⑵　震度６弱以上の地震が発生したとき

⑶　災害で人的、物的被害が甚大であるとき

⑷　日本土地家屋調査士会連合会大規模災害に関する規則（以下「連合会大規模災害に関する規則」という。）第４条に基づき現地災害対策本部設置を求められたとき

⑸　災害対策基本法第２条第１号の適用を受けたとき

⑹　災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）の適用を受けたとき

⑺　その他会長が必要であると判断したとき

２　本会役員・事務局職員は、自己・家族の身体生命の安全を第一として行動するが、次の事由に該当しない限り速やかに本会事務所に参集する。

⑴　自己または家族が被災し、またはこれらの者に切迫した危険がある場合

⑵　自己または家族の病気等の理由により活動困難な状況にある場合

⑶　他の業務で遠隔地に出張中の場合

⑷　参集途中において、地震被害等により通行が困難で、参集が事実上不可能な場合

⑸　生命・身体に著しい危険が予想される場合

⑹　地域の救助活動に参加する必要が生じた場合

３　会長は、本会事務所が被災し、本会事務所への参集が困難な場合は、代替設置場所を指定する。

４　前項の代替設置場所の設置期間は、本会がその

機能を回復するまでとする。

5　会長は、本部を設置した場合は、これを理事会に報告する。

（災害対策本部の構成）

第５条　本部は、本部長、副本部長のほか、総務財務班及び調査班並びに救援班をもって構成する。

2　本部長は会長をもって充てる。

3　本部長に事故があるときは、あらかじめその指名する副本部長がその職務を代理する。

4　副本部長は、副会長をもって充てる。

5　各班の班長及び班員は、本部長が指名した者とする。

6　本部の組織図は別表１の通りとする。

7　本部と各支部の関係は別表２の通りとする。

（災害対策室の設置）

第６条　本部長は、本部を設置したときは、必要に応じて被災地域内または周辺の支部に災害対策室設置を求める。

（災害対策室の構成）

第７条　災害対策室は、室長及び室員をもって構成する。

2　室長は、支部長をもって充てる。

3　室員は、室長が指定した者をもって充てる。

第３章　平時の対応

（本会が事前に行うべきこと）

第８条　本会は、平時の対応として、次のことを行う。

⑴　緊急連絡体制を整備する

①　毎年度当初、役員・支部長・事務局職員の緊急連絡先（ＰＣメールアドレス、事務所電話番号、携帯電話番号、自宅電話番号等）を記載した「緊急連絡網」を整備し、役員・支部長・事務局職員は常時緊急連絡に支障がないよう備える。

②　前号により取得した個人情報の管理責任者は、担当副本部長とする

③　毎年度当初、役員・支部長・事務局職員に対し、メールでの本会緊急連絡網のテスト送信を実施する

⑵　災害時に直ちに参集すべき者を、第１号様式（緊急参集計画表）に作成し、役員に周知する

⑶　会員・事務局職員に対して、平時から災害時における対応方法等について啓蒙することに努める

⑷　会長は、災害時における初期対応を円滑に遂行するため、事務局職員の中より１名を防災責任者に指名する

⑸　新規役員・支部長に対し、災害対策マニュアルを交付し、その任務内容の概要を説明する

⑹　災害時に連携すべき、日本土地家屋調査士会連合会（以下「日調連」という。）及び近隣の土地家屋調査士会、三重県、県内の各市町、その他関係機関の連絡先を整備する

⑺　災害用の備蓄品は、別表３（備蓄品一覧）を目安としながら、選定する

⑻　本会事務所内の書棚、ＯＡ機器等の転倒防止措置、被害軽減措置をとる

（各支部が事前に行うべきこと）

第９条　各支部は、平時の対応として、次のことを行う。

⑴　各支部内での協力体制を整備する

⑵　各支部内での災害対策を整備する

①　支部役員・支部会員の緊急連絡網を整備する

②　毎年度当初、メールでの緊急連絡網のテスト送信を実施する

③　支部緊急連絡網の写しを本会に提出する

④　支部会員の安否確認体制、救援体制を整備する

⑤　支部の災害対策について、日頃から支部会員へ啓蒙することに努める

（会員が事前に行うべきこと）

第10条　会員は、平時の対応として、次のことを行う。

⑴　地域の危険度を理解する
⑵　近隣の避難指定場所を確認する
⑶　家族・補助者等との緊急連絡方法を確認する
⑷　支部との緊急連絡方法を確認する
⑸　生活必需品を備蓄する
⑹　業務上必要なものをすぐに持ち出せるよう、定期的にチェックする（バックアップデータ、電子証明書、職印、ＴＳ機器、ＧＮＳＳ等）
⑺　書棚、ＯＡ機器等の転倒防止措置、被害軽減措置をとる

（事務局職員が事前に行うべきこと）

第11条　事務局職員は、平時の対応として、次のことを行う。

⑴　本会事務所の下記防災設備等の設置場所及び災害時の操作方法、避難誘導方法を年１回確認する
　①　停電時における本会事務所の開閉方法、施錠方法
　②　非常電灯、火災報知器、煙感知器、消火器等の操作方法等
　③　本会事務所近隣の避難指定場所
　④　災害時に来館者がいることを想定した、避難経路、誘導方法
⑵　備蓄品を必要な限度で購入し、保管数量、保管場所、保管期限を明記した別表３（備蓄品一覧）を作成し、保管する
⑶　本会緊急連絡網を管理し、支部緊急連絡網の写しを保存する
⑷　災害時に連携すべき機関の連絡先を管理する
⑸　対応方法一覧（別紙１）を管理する
⑹　必要なデータのバックアップを行う

（地震注意情報発表時に行うべきこと）

第12条　「地震注意情報」が発表された場合は次のことを行う。

⑴　支部長がすべきこと
　①　支部緊急連絡網にて、支部会員へ「地震注意情報」が発表されたことを周知する
⑵　会員がすべきこと
　①　テレビ、ラジオ等により正確な情報を把握する
　②　書棚、ＯＡ機器等の転倒防止措置、被害軽減措置をとり、安全を確認する
　③　備蓄品の点検をする
⑶　事務局職員がすべきこと
　①　本会緊急連絡網にて、本会役員・支部長へ「地震注意情報」が発表されたことを周知する
　②　ｅメールにて、全会員へ「地震注意情報」が発表されたことを周知する
　③　テレビ、ラジオ等により正確な情報を把握する
　④　書棚、ＯＡ機器等の転倒防止措置、被害軽減措置をとり、安全を確認する
　⑤　備蓄品の点検をする
　⑥　帰宅困難が懸念される事務局職員については帰宅措置をとる
　⑦　業務時間外の場合、防災責任者は書棚、ＯＡ機器等の転倒防止措置、被害軽減措置をとる

（警戒宣言発令時に行うべきこと）

第13条　「警戒宣言」が発令された場合は次のことを行う。

⑴　本会がすべきこと
　①　第４条の規定により本部を設置する
　②　本会緊急連絡網にて、本会役員・支部長へ「警戒宣言」が発令されたこと、本部が設置されたことを周知する
　③　全支部に災害対策室を設置する
⑵　室長（支部長）がすべきこと
　①　支部緊急連絡網にて、支部会員へ「警戒宣言」が発令されたことを周知する
⑶　会員がすべきこと

① テレビ、ラジオ等により正確な情報を把握する
② 落下物、転倒物から身を守る安全な場所を確認し、万が一のときの脱出口を確認する
③ 火災予防措置をとる
④ 身軽で安全な服装に着替える
⑤ 備蓄品の持ち出し準備をする
⑥ 自動車の運転や電話を自粛する
⑦ 地震の発生に十分警戒する
⑧ 津波や山・崖崩れの危険予想区域内であれば、速やかに避難地に避難する

⑷ 事務局職員がすべきこと
① 業務時間内の場合、業務を中断し、直ちに次のことを行う
ア．e メールにて全会員へ、「警戒宣言」が発令されたことを周知する
イ．テレビ、ラジオ等により正確な情報を把握する
ウ．落下物、転倒物から身を守る安全な場所を確認し、万が一ときの脱出口を確認する
エ．火災予防措置をとる
オ．備蓄品の持ち出し準備をする
カ．帰宅等の措置をとる
② 業務時間外の場合、自宅待機とする

第４章　災害発生から復旧・復興時期までの対応策

（災害発生直後の安全行動原則）

第14条　安全行動とは発災時において自らの身体生命の安全を確保し、二次災害防止、被害軽減を図るために必要な次の行動原則をいう。

⑴ 就業中における安全行動原則
① 窓、転倒落下物等の下から離れ、安全な場所へ移動し揺れが収まるのを待つ。余裕がない場合は、デスクの下等に身を隠すか、少しでもガラスや転倒落下物の少ない広いスペースに移動する
② 揺れが収まったら、周囲の安否を確認する。閉じ込められた人、負傷者がいた場合、火災が発生している場合、余震に留意しつつ救出活動、初期消火等、応急対応を行う
③ 身の安全、周囲の安否が確認できたら、パソコンのシャットダウン、データ保存、火気類点検、二次災害防止など必要な措置を行う
④ 危険が差し迫っていると自ら判断した場合は、安全な場所へ避難する

⑵ 自宅にいるときの安全行動原則
① ガラス、転倒落下物などから離れ、玄関などを開け避難路を確保する。落下物に注意しつつ家族に声をかけ外部に脱出し、広い安全な場所へ避難する
② 余裕がない場合は、落下物の少ない比較的安全と思われる場所に移動するか、丈夫なテーブルの下などに身を隠す
③ 身の安全が確保できたら、隣人たちと協力し救出救護、初期消火にあたる。但し、津波や土砂災害などの二次災害の恐れがある場合は、直ちに安全な場所に避難する
④ 落ち着いたら周囲の被災状況などを確認した後、家族の安否などを緊急連絡網により連絡する。本部に緊急参集する場合は、経路の安全を確認する。安全が確認できるまでは、自宅待機とする

⑶ 外出中、出張中、通勤途上における安全行動原則
① 直ちに建物、転倒落下物、ガラスなどから離れ、安全と思われる広い場所へ移動するか、広域避難場所に一旦避難し余震などに備える
② 周囲に要救援者、要救護者がいた場合及び火災が発生した場合、防災関係機関に連絡し周囲の人と協力して救出救護、避難支援、初期消火などの応急対応を行う。津波や土砂災害などの二次災害の恐れがある場合は、直ちに安全な場所に避難する
③ 落ち着いたら周囲の被災状況などを確認し

た後、家族の安否などを緊急連絡網により連絡する

（緊急連絡方法）

第15条　緊急連絡方法は、緊急連絡網の情報をもとに携帯メールでの返信を主たる方法とし、次の事項に留意する。

⑴　携帯メールでの通信が不可能である場合には、災害用伝言ダイヤル（１７１）、災害用伝言板（ｗｅｂ１７１）を利用する

⑵　災害時には、時には数日間にわたって固定電話・携帯電話が非常に繋がりにくいこと及び本部もいつ整備できるか不明なことを知り、可能な限りあらゆる手段を用いて連絡する

（災害対策本部がなすべきこと）

第16条　第４条の規定により、本会が本部の設置を決定した場合には、次のことを行う。

⑴　本会緊急連絡網にて、本会役員・支部長の安否確認を行う

⑵　本部長は、必要に応じて被災地域内または周辺の支部に災害対策室を設置し、被災地域の情報を収集する

⑶　本部長は、三重県内の被害状況を踏まえ、本部設置事務所内が、引き続き本部設置場所となりうるかを検討する

⑷　本会事務所が被災した場合は、本会が正常な機能を回復するための必要な措置を講じるものとする

⑸　総務財務班がなすべきこと

①　本部が設置されたことを日調連及び本会各支部、その他連携する土地家屋調査士会へ連絡し、被災状況を報告する

②　下記により安否情報を収集し、第２号様式（安否情報一覧表）に記入する。庶務及び会計並びに義援金の受入、給付、弔慰金の給付、関係機関との連絡・相談の対応を行う

ア．本会緊急連絡網による本会役員、支部長の安否情報

イ．室長（支部長）からの支部会員安否情報

ウ．防災責任者からの事務局職員安否情報

③　規則第 17 条第３項様式第１号（被災状況報告書）により被災会員の被害状況をまとめる

④　支援物資及び義援金を管理し、速やかに被災会員への配分を行う

⑹　調査班がなすべきこと

①　テレビ及びラジオ等、室長からの情報等により特に被害が甚大な地域・被害内容を確認する

②　被災地に赴き、救援に必要な情報収集、管理に努める

③　国、地方自治体から災害時に発せられる各種情報の収集及び会員及び地域への情報提供を行う

⑺　救援班がなすべきこと

①　調査班の収集した情報に基づき、被災会員の救援活動を行うよう努める

（室長（支部長）がなすべきこと）

第17条　第６条の規定により、本部長が災害対策室を設置した場合には、次のことを行う。

⑴　本会緊急連絡網にて、自身の安否情報を連絡する

⑵　支部緊急連絡網にて、支部会員の安否情報を確認し、随時本部へ報告する

⑶　被災地における調査、救援活動を行うよう努める。また、その活動内容を本部に報告するとともに、必要に応じて支援要請を行う

（会員がなすべきこと）

第18条　会員は、災害時には、次のことを行う。

⑴　支部緊急連絡網にて、室長（支部長）へ、自己及び同居家族の安否情報を連絡する

⑵　被災地域の会員等は、三重県土地家屋調査士会大規模災害対策に関する規則（以下「規則」という。）第 17 条第１項の規定に基づき、三

重県土地家屋調査士会大規模災害対策に関する規程（以下「規程」という。）様式第１号（緊急連絡票）及び第２号（被災状況報告書）を本部へ提出する

⑶　余裕のある者は、支部の救援活動に参加する

（事務局職員がなすべきこと）

第19条　被災地域の事務局職員は、規則第 17 条第１項の規定に基づき、本部へ規程様式第３号（緊急連絡票）及び第４号（被災状況報告書）を提出する。

２　事務局職員は、災害時には、防災責任者の指揮の下、次のことを行う。

⑴　業務時間内の場合

①　事務局職員及び来館者の安否情報、本会事務所の被災状況を確認後、会長又は副会長に連絡をし、指示を仰ぐ

②　障害物を除去するなどして、避難通路を確保する

③　来館者がいる場合には、安全な場所で待機させる

④　防災関係行政機関から避難指示がある場合、又は防災責任者が避難の必要があると判断した場合には、最寄りの避難所まで避難する。避難は車両を使用せず、徒歩による

⑵　業務時間外の場合

①　防災責任者に自己及び同居家族の安否情報を３時間以内に携帯メールで報告する

②　防災責任者は、３時間以内に連絡のない事務局職員がいる場合は、該当事務局職員へ安否確認のメールを送信する

③　防災責任者は、本会事務所の被災状況を確認後、会長に報告し指示を仰ぐ

④　本会事務所へ参集した事務局職員は、本部へ合流する

第５章　災害発生時における会務運営の概要

（基本方針）

第20条　本部長は、被災によって通常会務を維持することが困難になった場合は、被災会員の安否確認及び救援活動を優先し、他の業務は状況に応じて適宜縮小・停止する

（業務の縮小・停止の方法）

第21条　本部長は、本会事務所の被災状況に応じて、次の方策を講じるものとする。

⑴　電話・窓口における、苦情等の受付及び相談・調停の新規申込の受付を停止する。また、事務局職員は、本会事務所の出入り口扉に文書を掲示するなどして、可能な限り案内をする

⑵　事務局職員は、相談・調停の予約がある場合は、可能な限り来館による二次災害を回避するため、予約者に対しキャンセルの連絡を入れる。また、本部においては、可能な限りホームページ上で上記の予約等のキャンセルを告知するよう努める

第６章　官公署その他関係機関との連携

（基本方針）

第22条　本会は、日調連及び近隣の土地家屋調査士会、官公署、その他関係機関との連携を深め、災害時に円滑な活動ができるよう積極的に協議を進める。

（日調連との連携・支援要請）

第23条　本会は、災害時に支援を必要とする場合には、日調連に対して支援要請を行うものとする。

（近隣の土地家屋調査士会との連携・支援要請）

第24条　本会は、災害時に支援を必要とする場合には、災害時協定書に基づき、近隣の土地家屋調査士会に対して支援要請を行うものとする。

２　災害時の対応方法について、定期的に意見交換

する場をもち、連携や支援方法を充実させることに努める。

（三重県災害支援活動士業連絡会との連携・協議）

第25条　本会は、本会の機能が回復次第、三重県災害支援活動士業連絡会と連携を図り、専門的知識経験を有効且つ機能的に活かし、防災活動・災害復興及び被災地域・被災住民の支援活動を遂行する。

２　前項の実施に必要な協議を進める。

（国、地方自治体との連携・災害協定）

第26条　本会は、本会の機能が回復次第、国、地方自治体との協力協定に基づき、土地家屋調査士業務範囲に関する相談会場への会員派遣、家屋被害認定調査等の実施に向け、国、地方自治体と協議を進める。

第７章　被災会員及び被災者に対する支援活動

（被災会員に対する支援活動）

第27条　本会は、規程様式第１号（緊急連絡票）及び第２号（被災状況報告書）により被災会員の被害状況を判断し、可能な限りの支援を行う。

（被災者に対する支援活動）

第28条　本会は、国、地方自治体が行う土地家屋調査士業務範囲に関する相談の会場へ会員を派遣する。

２　各市町が発行した罹災証明についての市民からの相談の補助をする。

３　その他必要な救援活動及び支援を行う。

第８章　災害対策本部の解散

（災害対策本部の解散）

第29条　本部長は、災害対策本部が目的を達成したと認めたとき、理事会の決議を経て解散する。

（通知及び公表）

第30条　本部長は、災害対策本部の解散について、日調連及び本会各支部、その他連携する近隣の土地家屋調査士会に通知する。

（災害対策室の解散）

第31条　災害対策室は、災害対策本部が解散したときに解散する。

第９章　その他

（災害対策マニュアルの見直し）

第32条　会長は、２年ごとに本マニュアルを精査し、必要に応じて、その都度改訂するものとする。

災害発生時直後の安全行動知識【参考】

（１）　エレベーターに乗っているときの安全行動原則

①　地震の揺れを感じたら、全ての階のボタンを押す。

②　万一、閉じ込められた場合は、非常用電話、非常用インターホンなどで担当設備会社に連絡して救助を待つ。

③　非常用連絡設備が通じない場合は、エレベーター内に表示された緊急連絡先へ携帯電話などで連絡し救助を待つ。

④　上記の非常連絡先に連絡が取れない場合は、ドアを変形破損させない程度にボールペンなどで音をたてて外部に知らせる。

（２）　車を運転中又は同乗しているときの安全行動原則

①　地震の揺れを感じたり緊急地震速報を見たり聞いたりした場合、ハザードランプを点滅させ前後の車に注意しながらスピードを落として左側に停車する。

② 地震の揺れが収まったら、ラジオなどで情報を聴きながら横道にそれ、広場か駐車場に駐車する。

③ 車を止めて車から離れるときは、連絡先メモを残し、車検証を持ってキーを付けたままドアをロックしないで徒歩で避難する。

④ 自宅や会社まで遠い場所や帰宅が困難な場合は、近くの広域避難場所に避難させてもらい、自己の安否を連絡する。

（3） 電車、地下鉄などに乗っているときの安全行動原則

① 地震の揺れを感じたり、緊急地震速報を見たり聞いた場合、吊革や手すりにつかまり足を踏ん張って大きな揺れや衝撃に備える。

② 地震の揺れが収まったら、周囲で負傷者がいたら応急手当などをする。慌てて外部に出ないで乗務員の指示に従う。

③ 乗務員から指示がなく、火災発生や煙や水が流入してくるなど危険と判断した場合は、手動のドア開閉機を操作し、外部の安全を見極め脱出する。